

1 特別支援教育

「特別支援教育」とは、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。（文部科学省HPより）ひとくちに「特別支援教育」と言っても、①知的な遅れを伴う児童生徒を対象とした少人数学級の特別支援学級（固定級）②通常の学級に在籍しながら、障害の状態に応じた特別な支援を行う特別支援学級（通級指導学級）③都立特別支援学校（知的障害、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害）と、お子さんの状態によって選択肢が様々です。

また、本市小・中学校では、平成28年度から、これまでの情緒障害通級指導学級は「特別支援教室」となり、平成32年度までに段階的に在籍校で巡回指導教員による指導を受ける形に変更されます。

2 校内（支援）委員会

校内（支援）委員会とは、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握を行い、児童生徒の抱える課題について、全職員の共通理解のもとに、学校全体でより適切な指導・支援を検討するための校内組織です。

- 構成は、管理職、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、対象児童・生徒の担任、養護教諭、特別支援学級教諭、巡回指導教諭等。
- 既に設置されている他の委員会の中にその機能を置くこともできます。
- 児童・生徒の状態により、定期又は随時開催します。

3 特別支援教育コーディネーター

各学校において、障害のある児童・生徒の発達や障害全般に関する一般的な知識を持ち、保護者や学校内、関係機関等との連絡調整役を担当する教職員です。学校での特別支援教育の推進と地域や関係機関との連携による体制づくりのためには重要な役割を果たします。

4 実態把握

児童・生徒一人一人の適切な支援をしていくためには、児童・生徒の出している様々なサインに対する教員の気付きが大切です。サインに気付いたら、「いつ」「どこで」「どのような時」「どんな問題が起きるか」を観察し、問題となっているつまずきや困難さ等を正確に把握します。（サインを見逃してしまったために、適切な対応が遅れてしまうことや問題行動につながることもあります。）

児童生徒のつまずきや困難さに気付いたら、学級担任が一人で考えるのではなく、

同じ学年の教員やコーディネーター、特別支援学級の担任、養護教諭等に協力してもらい、複数の目で検討すると効果的です。

児童生徒のつまずきや困難さの状況の把握、その原因の理解、指導方法等は学級担任や教科担任だけの対応では正しいかどうか、不安も出てきます。特に原因の理解については正しくとらえないと、その後の指導も間違った方向で進めてしまう可能性もあります。校内委員会は、学級担任のそうした不安を取り除く場であることが望まれます。そのためには、学級担任が率直に悩みを話せる雰囲気のある学校であることが何よりも大切です。

実態把握は、学級担任の気づきを促すことを目的としましょう。障害種別を判断するのではなく、学習面や行動面において特別な支援が必要かを判断するための観点であることに留意します。（障害種別の判断は、医療機関と連携し、医師や専門家が行います。）子供の様子を理解することで、「個別指導計画」、「学校生活支援シート」の作成という次のステップへ進むことができます。

計画に沿った指導を進めていくうえで活用できるのが、巡回相談や教育相談、都立特別支援学校との連携による助言です。こうした制度の活用、関係機関との連携することで、一人一人の教育的ニーズに合わせた柔軟な対応ができます。

学級担任や教科担任が子供のつまずきや困難さに対して、指導の工夫や配慮をしても学習状況に改善が見られない場合には、校内委員会で学級担任等の気づきや該当児童・生徒の状況を整理し、保護者や専門家からの意見等も参考にしながら、さらに総合的な実態把握を行っていきます。その際、つまずきや困難さだけを把握するのではなく、できていることや努力していること、得意なこと、興味関心のあること等についても情報を集め、多面的に実態を捉えることが大切です。

<参考>実態把握のポイント

適切な指導や支援を行うためには、的確な実態把握が重要です。

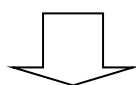
<実態把握のための情報等>

○行動観察・行動記録

- ・児童・生徒の日々の姿から、児童生徒の興味・関心、学習内容と変容を把握

○保護者等からの情報

- ・児童・生徒や保護者等の思い、関係機関等からの情報等により教育的ニーズを把握



<情報を整理する視点>

○児童生徒が示す困難の状況

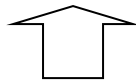
- ・学習面
困難が見られる教科や領域、困難を示す学習課題等
- ・行動面
気がかりな行動の様子と、その行動が起こるきっかけとなる状況、教職員の対応への反応等
- ・社会面
集団での活動や友達とのかかわりの様子等

○児童生徒の長所等

- ・興味関心のあること
- ・良いところ
- ・得意なこと

○児童生徒の困難の要因や背景

- ・児童・生徒自身の特性、学校や家庭の環境面、諸検査の結果を踏まえた検討



<的確な実態把握のための工夫>

○校内委員会等の活用

- ・実態把握の内容や方法の検討と、全教職員での共通理解
- ・担任だけでなく、特別支援教育コーディネーター、生徒指導、養護教諭、教育相談員等を含めたメンバーによる実態把握

○実態把握のための研修の実施

- ・行動観察の観点について
- ・諸検査の方法と結果の解釈について
- ・保護者や外部の専門家、関係機関等との連携の実際について

5 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）

個別指導計画が学校における短期的な支援を設定しているのに対し、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）は、長期的な視点で一貫して的確な支援を行うことを目的として作成するものです。

教育、福祉、医療、就労等の様々な側面からの支援についての取組みなので、関係する機関や保護者と連携して作成することが大切です。

- 実際の作成に当たっては、「これからの個別の教育支援計画」（平成26年3月 東京都教育委員会）を参照ください。

参考：東京都教育委員会「個別の教育支援計画」

<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/tokushi-kobetsushien.html>

6 個別指導計画

「個別指導計画」又は「個別の指導計画」といいます。児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容、方法を盛り込んだ指導計画です。

例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、具体的目標や指導内容、指導方法等を示したものです。

- 特別支援学校、特別支援学級の児童・生徒には、個別指導計画の作成が義務付けられています。
- 通常の学級に在籍し、支援を必要とする児童・生徒や就学支援シートが提出された児童についても作成が求められています。
- 作成に当たっては保護者の希望なども聞き取りながら、実現可能なめあてを設定します。
- 児童・生徒の状態により、評価と内容の見直しが必要です。
- 東京都教育委員会では、学校向けに個別指導計画作成支援ソフトを公開しています。簡単な操作で、ヒントや支援案が自動表示され、個々の児童・生徒にあった計画を作成することができます。

7 副籍（交流及び共同学習）

(1) 交流及び共同学習

学校生活において、特別支援学校や知的・情緒障害の固定学級に在籍する児童生徒が、通常の学級に在籍する子供たちと共に学んだり、行事に参加するなどの交流を**交流及び共同学習**といい、平成16年度に改正された「障害者基本法」に規定されています。

- 市立小中学校や都立特別支援学校の学習指導要領にも、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする機会を設けるよう示されています。
- 武蔵村山市立小中学校では、特別支援学級の児童生徒が一部の授業を通常の学級で受けたり、給食や部活動を一緒に過ごすなどの取組みが行われています。

「障害者基本法」第14条（平成16年改正）

「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。

「交流及び共同学習ガイド」（文部科学省）より抜粋

障害のある子どもたちと障害のない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとが、ふれ合い、共に活動する機会を設けることが大切です。障害のある子どもが幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の子どもと共に活動することは、双方の子どもたちの社会性や豊かな人間性を育成する上で、重要な役割を果たしており、地域や学校、子どもたちの実態に応じて、様々な工夫の下に進められてきています。

(2) 副籍制度

副籍制度とは、都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童生徒が居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度のことです。

現在、武蔵村山市では、都立村山特別支援学校など3校の都立特別支援学校との副籍を実施しています。

●交流の種類と方法

- ・間接交流：学校便り等の交換・学校行事の案内の交換、作品や手紙の交換等
- ・直接交流：学校行事への参加、教科等における交流及び共同学習

※直接交流は、保護者が付き添うことが原則です。また、在籍校で授業を受けることが一番大切なことですので、交流の内容や回数は、児童・生徒の様子、両校の状況を考慮して進めます。

参考：東京都教育委員会「副籍ガイドブック」

<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/buka/shidou/tokushi-hukuseki.html>

8 就学支援シート

就学支援シートは、幼稚園や保育園で一人一人のお子さんに配慮していることについて、保護者と一緒に作成しあらかじめ小学校に伝えることで、スムーズな就学が迎えられることを目的としています。

武蔵村山市の就学支援シートは、保育園や幼稚園等に通っているお子さんが、小学校入学後も楽しく学校生活が過ごせることを願い「武蔵村山市特別支援教育連携協議会」で様式を含めた導入に向けて検討し作成しました。

就学支援シートは、園での生活や様子などを保護者と幼稚園、保育園、療育機関が協力して作成し、お子さんが就学する学校に引き継ぐものです。学校では、就学支援シートをもとに、保護者と協力して「個別指導計画」及び「個別の教育支援計画」を必要に応じて作成します。なお、就学支援シートは「障害」の有無を問うものではありません。

●就学支援シートが大切にしたい内容

- ・お子さんの良いところ、伸びたところ、できること、得意なこと、好きなことなど
- ・お子さんの就学後の学校生活に関する保護者の意向、目標など
- ・お子さんのより良い成長発達のために、小学校に入学してからも引き継いで欲しいと思う内容など
- ・これまで、お子さんに合わせて工夫した育児のポイント、用いた遊具や用具、言葉かけや関わり方など、お子さんが意欲的に落ち着いて学習に取り組むことのできる指導法や環境づくりの工夫など
- ・お子さんが苦手なことや音、場所、場面など、情緒が不安定になったときの言葉のかけ方や対応の仕方など、学校生活において具体的に必要な配慮についてなど

●就学支援シートの記入に当たって

- ・就学支援シートは作成を希望する保護者が提出するものです。
- ・様式の全ての欄を記入しなくても「ここだけは知らせたい」というポイントだけでも結構です。
- ・必要に応じて関係資料等を添付していただいても構いません。

●就学支援シートの作成手順

① 教育委員会が、幼稚園・保育園へ「就学支援シート」、「就学支援シートの活用について」を10月中旬までに送付し、幼稚園・保育園から保護者の方に配布します。

幼稚園や保育園は、保護者の方に、「就学支援シート」等を配布してください。
幼稚園・保育園の先生方は、就学支援シートを活用した方がいいと思う保護者の方に紹介してください。



② 「就学支援シート」の作成を希望する保護者の方は、これまでの成長発達や支援の様子等をもとに、必要な事項を記入してシートを作成します。

保護者の方は必要に応じて、関係機関（医療機関・療育機関等）に記入を依頼することもできます。（ただし、有料となる場合もありますので御留意ください。）

保護者の方は、小学校に伝えたいかどうか、園と御相談のうえ作成しても結構です。なお、就学支援シートは、全ての欄を記入しなくても結構です。『ここだけは知らせたい』というポイントがあれば教えてください。



③ 希望する保護者の方は、作成が終わりましたら、幼稚園・保育園に「就学支援シート」を提出します。（提出目安：11月中旬頃）



④ 幼稚園・保育園の先生方は、これまでの指導内容や支援及び配慮点等を「就学支援シート」に記入します。記入後、保護者の方へ渡し内容を確認してもらい園へ戻してもらいます。

幼稚園・保育園で、必要に応じて保護者の方と面談を行ってください。



⑤ 幼稚園・保育園が教育委員会に「就学支援シート」を提出します。（提出12月上旬）

提出の準備ができましたら、教育指導課へ御連絡ください。受取りに伺います。



⑥ 教育委員会が就学する学校に「就学支援シート」を渡します。（提出 1月中旬頃）



⑦ 学校は、必要に応じて保護者との個人面談や幼稚園・保育園とのヒアリング等を行います。

就学支援シートをもとに学校と相談する機会が出来ます。

※注1「就学支援シート」は、お子さんの大切な個人情報です。作成から活用の過程を通じて、管理は十分に配慮願います。

※注2 就学支援シートの作成は強制されるものではありません。

※注3 就学支援シートが提出されたからといって、必ずしも障害や偏りがあるということではありません。

●就学支援シートQ & A

Q1 就学支援シートの目的は何ですか。

A 従来から、幼稚園・保育園・就学前施設などの活動や指導の様子、配慮や支援の必要なことがらを、小学校に適切に引き継ぐことが課題となっていました。

就学支援シートは、特に健康や人との関わり、様々な活動などで学校に入学してからも何らかの特別な指導や支援が必要な子供について、適切な情報を小学校へ引き継ぎ、円滑な学校生活が送れるようにするためのものです。

Q2 就学支援シートには何を記入するのですか。

A 全ての欄を記入しようとしなくて結構です。『ここだけは知らせたい』というポイントがあれば、チェックと記述で教えてください。

- お子さんのよいところ、伸ばしたいところ、得意なこと、好きなことなど。
- お子さんの就学後の学校生活に関する保護者の意向、目標など。
- お子さんのよりよい成長発達のために、小学校に入学してからも引き継いで欲しいと思う内容など。
- これまで、お子さんに合わせて工夫した育児のポイント、用いた遊具や用具、言葉かけやかかわり方など、お子さんが落ち着いて遊びや学習に意欲的に取り組むことのできる指導法や環境づくりの工夫など。
- お子さんが苦手なことや音や場所、情緒が不安定になったときの言葉のかけ方や対応の仕方など、学校生活において具体的に必要な配慮についてなど。

Q3 就学支援シートを作成することで、どのような効果が期待できますか。

A 子供の成長・発達の様子、就学後も引き続き必要と思われる具体的な配慮や支援などを保護者と学校がともに理解し合うことで、子供の安定を図るとともに保護者と学校の信頼関係を深めることができます。

また、担任にとっても、子供の長所や得意分野を知ることにより、子供が早く学校生活に慣れるようにしたり、様々な学習や活動に安心して取り組めるようにしたりするものです。

Q4 園から、就学支援シートが配布されましたが、保護者は必ず作成しなければいけませんか。また、園と相談してから作成してもよいのでしょうか。

A 基本的には、希望する保護者が作成し提出します。お子さんの生活状況を見て、何らかの配慮や支援が必要と考え、ここだけは知らせたいと思うことがあれば作成してください。

就学支援シートの作成を希望する保護者の方はその旨を園にお申し出ください。

なお、作成を希望しない場合には、提出する必要はありません。また、作成で迷わ

れている場合は、園の先生と御相談のうえ作成しても結構です。

Q5 就学支援シートと、園で作成する指導要録・保育要録の違いはなんですか。

A 就学支援シートは、子供の様子や必要な配慮・支援の視点から各項目が整理されているため、子供一人一人の状況に応じて詳細に記述できるようになっています。

また、その内容は保護者の方もかかわり、その承認のもとで小学校に引き継ぎします。

一方、指導要録等は、学籍の記録及び指導に関する記録が記され、幼稚園・保育園で行ってきた指導について小学校に伝えるものです。

Q6 就学支援シートだけでは、十分に小学校に引き継げないのではないかと思いますか。

A 就学支援シート以外にも、「就学時健康診断」「就学相談」等が引き継ぎの役割を果たします。また、小学校と幼稚園・保育園などの連絡会等による情報交換を学校・園などをお願いしています。さらに、学校は必要に応じて保護者との個人面談などを行い、安定した集団参加を促し、45分単位の授業に一日も早く慣れるよう準備します。

Q7 就学支援シートにより、事前に子供の情報を伝えることが不利にならないかと心配ですが。

A 就学支援シートは、入学に際して、お子さんの様子や必要な配慮・支援などの具体的な方法について、市や学校、園等が連携し正しい理解を図りながら、指導を進めていくことが重要と考えています。

小学校に入学してからも、お子さんが楽しい学校生活や落ち着いて学習に取り組むことのできるよう、教育的な配慮・支援の方策を考えるうえで役立てていきますので、決して不利になることはありません。

なお、保護者の方々に広く理解していただくことが大切ですので、市でもPR活動をしていきます。また、就学支援シート活用にあたっては、お子さんや御家族のプライバシーの保護に十分配慮いたします。

Q8 就学支援シートは、小学校に引き継がれ、どのように活用または管理されるのでしょうか。

A 小学校では、就学支援シートに記載されたことを参考にしながら、まず、お子さんの入学当初の指導や支援の在り方について具体的に検討します。

それをもとに、配慮・支援が必要な子供一人一人について、保護者のご意見を聴きながら「個別指導計画」を作成します。

また、子供の指導の記録とともに保管し、進級して担任が替わっても、その内容やその後の指導の経過等が引き継がれ、円滑な学校生活が送れるようにしていきます。

9 愛の手帳（療育手帳）・身体障害者手帳 障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）

●愛の手帳（療育手帳）

「愛の手帳」とは、東京都における知的障害のある方に交付される手帳のことです。国の制度では「療育手帳」といいます。

東京都愛の手帳交付要綱で定められている判定基準に該当する方に、障害の程度によって1度から4度の区分で交付されます。この手帳を持つことで各種の手当や制度を活用することができます。再判定は本人が満3歳、6歳、12歳、18歳になったときに行います。

18歳未満の方の申請窓口は、児童相談所（小平児童相談所）、18歳以上の方の申請窓口は、心身障害者福祉センターです。

障害の程度により、1～4度に区分され、優遇措置の利用範囲が異なります。また、交通機関（JR・民営鉄道・旅客船等）の運賃割引制度の種別としては、第1種、第2種と表示されます。

《参考》	1度（最重度）	IQが概ね19以下
	2度（重度）	IQが概ね20～34
	3度（中度）	IQが概ね35～49
	4度（軽度）	IQが概ね50～75

※障害の程度は、知能指数（IQ）だけでなく総合的に判定されます。

第1種（1・2度の方）

第2種（基本的に3・4度の方）

優遇措置（例）

各種手当の支給、交通機関の運賃の割引、公共料金の減免、税金の減免、緊急一時保護障害年金等

申請窓口（18歳未満）

東京都小平児童相談所 住所 小平市花小金井一丁目31番地24号
電話 042-467-3711

申請窓口（18歳以上）

東京都心身障害者福祉センター（多摩支所）
住所 立川市曙町三丁目7番10号
電話 042-521-1100

●身体障害者手帳

身体に障害のある方が色々な援護を受けるために必要な手帳です。身体障害者福祉法に定める障害の種類や程度に該当すると認められた場合に交付されます。手帳の等級は1級（最重度）～6級（軽度）です。

障害部位としては、視覚障害／聴覚障害／平衡機能障害／音声・言語又はそしゃく機能障害／肢体不自由（上肢、下肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（上肢、移動）／内部機能障害（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害）があります。

身体障害者手帳所持の方は、等級や種別、年齢などによって、様々な福祉サービスを受けることができます。

申請窓口

武蔵村山市健康福祉部障害福祉課援護第一係

住所 武蔵村山市学園四丁目5番地の1

電話 042-590-1185

●精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）

精神障害のある方が色々な支援を受けるために、一定の障害のあることを証明する手帳です。精神疾患と日常生活や社会生活での障害の状態の両面から総合的に判断され、手帳の等級は1～3級まであります。

- 1級 他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の用を弁ずることができない程度
- 2級 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活が困難な程度
- 3級 日常生活又は社会生活に制限を受けるか、日常生活又は社会生活に制限を加えることを必要とする程度

10 障害の理解

(1) 視覚障害

① 視覚障害とは

視覚障害とは、視機能の永続的低下により、学習や生活に支障がある状態を言います。視機能が低下していても、それらが何らかの方法又は、短期間に回復する場合は視覚障害とは呼びません。

② 視覚障害の分類

●視力障害

一般的に、両眼で見た場合の遠見の矯正視力が0.3程度まで低下すると、黒板や教科書の文字や図などを見るのに支障を来すようになり、教育上特別な支援や配慮が必要になります。

●視野障害

視野とは、正面を見ている場合に、同時に上下左右など各方向が見える範囲のことです。この範囲が、周囲の方から狭くなって中心付近だけが残ったものを求心性視野狭窄と言ひ、これとは逆に、周囲は見えるが中心部だけが見えない場合を中心暗転と言ひます。

●光覚障害

光覚障害には、暗順応障害と明順応障害があります。暗順応は、うす暗い光の中で次第に目がなれる現象です。暗順応障害とは、目がなれるのに著しく時間がかかり、暗い所ではほとんど見えず、夜道を歩くのに困難を感じる状態（「夜盲」）です。明順応障害とは、明るい所で目がなれにくく見えにくい状態（「昼盲」）です。

視覚障害特別支援学校の対象

両眼の視力が概ね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度なものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの。

⇒ 都立八王子盲学校

(2) 聴覚障害

聴覚障害とは、聴覚機能の永続的低下と環境との相互作用で生じる様々な問題の総称です。

聴覚障害のある児童・生徒たちには、できるだけ早期から適切な対応を行い、音声言語はじめその他多様なコミュニケーション手段を活用して、その可能性を最大限に伸ばすことが大切です。

●聴覚障害の分類

感覚器官のどの部位に原因があるかによって、聞こえの状態が異なり、一般的に音が小さく聞こえる伝音難聴とひずんで聞こえる感音難聴に分けられます。また障害の程度によって軽度難聴、中等度難聴、高度難聴、最重度難聴、オージオメータの測定値による聴力型により水平型、低温障害型、高音障害漸傾型、高音障害急墜型、Dip型に分類できます。

聴覚障害特別支援学校の対象

両耳の聴力レベルが概ね60デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもので、

⇒ 都立立川ろう学校

通級（難聴学級）による指導の対象

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とするもので、

⇒ きこえの教室（市立第九小学校）

(3) 肢体不自由

肢体不自由は、身体の動きに関する器官が、病気やけがで損なわれ、歩行や筆記などの日常生活動作が困難な状態を言います。指定不自由の程度は一人一人異なっているため、その把握に当たっては、学習上又は生活上どのような困難があるか、それは補助的手段の活用によってどの程度軽減されるのか、といった観点から行う必要があります。医学的には、障害の発生の原因にかかわらず、四肢体幹に永続的な障害があるものを肢体不自由といいます。

●形態的側面：先天性のものと、生後の事故等によるものがあります。

●機能的側面：中枢神経の損傷による脳性まひを中心とした脳原性疾患が多く見られます。この場合、肢体不自由の他に知能の発達の遅れなど、種々の随伴障害を伴うことがあります。また、脊髄と関係のある疾患として、二分脊椎等があります。二分脊椎は、主として両下肢と体幹の運動と知覚の障害、直腸・膀胱の障害が見られ、水頭症を伴うことがあります。さらに、抹消神経の疾患による神経性筋委縮があり、筋固有の疾患として、進行性筋ジストロフィーなどがあります。

肢体不自由特別支援学校の対象

- 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの。
- 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの。

⇒ 都立村山特別支援学校

(4) 知的障害

知的障害とは、知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態が発達期に起こるものを言います。

《知的機能の発達に明らかな遅れとは》

知的機能とは、認知や言語などに関係する機能ですが、その発達に明らかな遅れがあるということは、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の児童・生徒と比較して平均的水準より有意な遅れが明らかであるということです。

《適応行動の困難性とは》

適応行動の困難性があるということは、適応能力が十分に育っていないということであり、他者との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないということです。そのため、困難性の有無を判断するには、特別な援助や配慮なしに同じ年齢の者と同様にそうしたことが可能であるかどうかが大切になります。

知的障害特別支援学校の対象

- 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの。
- 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの。

⇒ 都立羽村特別支援学校

知的障害特別支援学級（固定級）の対象

知的発達が遅延があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で社会生活への適応が困難である程度のものである。

⇒ 杉の子学級（市立第一小学校）、ひまわり学級（市立雷塚小学校）

I組（市立第一中学校）、10組（村山学園第二中学校）

(5) 病弱（身体虚弱）

「病弱」という言葉は医学用語ではありません。身体又は心の病気のために、継続して又は繰り返し医療又は生活規制（生活管理）を必要とする状態を示します。

《病弱教育の対象となる疾患》

気管支喘息、腎臓疾患、心臓疾患、糖尿病、悪性新生物、血液疾患、肥満症、アトピー性皮膚炎、骨格疾患、心身症など。

病弱特別支援学校の対象

- 慢性の呼吸器疾患、肝臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のものである。
- 心身虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものである。

⇒ 都立光明学園病弱教育部門（本校）

(6) 言語障害

言語障害は、言語情報の伝達及び処理過程における様々な障害を包括する広範な概念です。

その状態像としては、「社会の一般の聞き手にとって、言葉そのものに注意がひかれるような話し方をする状態及びそのために本人が社会的な不都合をきたすような状態」であると言えます。運動機能や思考、社会性の発達などと関わりも深いため、言語障害を単一の機能障害として定義することは困難です。

① 言語障害の分類

- 耳で聞いた特徴に基づくもの：発音の誤り、吃音等
- 言葉の発達という観点から：話す、聞く等、言語機能の基礎事項の発達の遅れ（言語発達遅滞）や偏り
- 原因又は伴っている病気の観点から：口蓋裂、脳性まひ、聴覚障害等による言葉の異常

② 言語障害の特性

- 環境との相互作用が強い障害であること
- 見逃されやすい障害であること
- 医療との関連が深いこと
- 発達的な観点を重視する必要があること

通級指導学級の対象

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のあるもの、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のあるもの、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあるもの、その他これに準ずるもの（これらの障害が主として他の障害に起因するものではないものに限る）で、通常の学級での学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの。

⇒ ことばの教室（市立第九小学校）

(7) 自閉スペクトラム症

自閉スペクトラム症とは、①他人との社会的関係の形成の困難さ②言葉の発達の遅れ③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害です。その特徴は3歳ぐらいまでに現れることが多いですが、小学校年代まで問題が顕在化しないこともあります。

自閉症には知的障害を伴うものと伴わないもの（高機能自閉症、アスペルガー症候群）があります。

米精神医学会が定めた精神医学の世界的な診断基準「DSM」が改訂され、自閉症やアスペルガー症候群などは包括的に「自閉スペクトラム症（ASD）」と新たに定義されました。

① 自閉スペクトラム症の特性

自閉スペクトラム症は以下のような特徴によって規定され、医学的には広汎性発達障害に含まれる障害です。

- 人への反応や関わりの乏しさなど、社会的関係の形成に特有の困難さがみられる。
 - 言葉の発達に遅れや問題がある。
 - 興味や関心が狭く、遅くとも3歳くらいまでに症状が現れる。
- これらの特徴は、軽い程度からきわめて重い程度まで見られ、児童・生徒個々の状態像も多様です。また、多くの場合知的障害も併せ有しています。

② 高機能自閉症、アスペルガー症候群

自閉スペクトラム症の中で知的障害のないものを高機能自閉症、言語、知的に問題がないものがアスペルガー症候群です。特にアスペルガー症候群は幼児期には比較的良好な発達をするために見過ごされがちです。

- 集団に入れない
- 人が考えていることを推測するのが苦手
- その場の雰囲気を受け取ることが出来ない
- 身体運動が不器用
- 興味・関心が偏る
- 言葉をその字面で受け取ってしまい、比喻や冗談を理解できない

③ 自閉症・情緒障害特別支援学級

自閉症・情緒障害特別支援学級において教育することが適当な場合は、自閉症又はそれに類するもののために、意思疎通や対人関係、行動に問題が認められ、通常の学級での学習では成果をあげることが困難であり、特別な教育内容・方法を必要とする場合です。

自閉症・情緒障害特別支援学級の対象

自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

⇒ 杉の子学級（市立第一小学校）、ひまわり学級（市立雷塚小学校）

④ 自閉症・情緒障害通級指導学級について

自閉症又はそれに類する障害のために、通常の学級における授業に概ね参加できるものの、対人関係、行動上の問題の改善のための特別な指導や教科指導の補充などを一部必要としている者を対象とし、平成30年度から、市

内全ての小学校では、「特別支援教室」となっています。就学先は、小・中学校の通常の学級です。

「情緒障害通級指導学級」においては、平成18年3月の学校教育法施行規則の一部改正により、新たに通級による指導の対象となった学習障害者及び注意欠如多動性障害者と情緒障害者から分離された自閉症者についても対象とし、「情緒障害等通級指導学級」として学級編制を行います。

自閉症・情緒障害通級指導学級（特別支援教室）の対象

自閉症又はそれに類する障害のために、通常の学級における授業に概ね参加できるものの、対人関係、行動上の問題の改善のための特別な指導や教科指導の補充などを一部必要としているもの

⇒ 特別支援教室（市内全小学校）、市立第三中学校（7組）

(8) 情緒障害

情緒障害とは、状況に合わない感情・気分が持続し。不適切な行動が引き起こされ、それを自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に適応できなくなる状態を言います。

《情緒障害の特性》

- 選択性かん黙：一般に、発声器官等に明らかな障害がないものの、心理的な要因によって、特定の状況（家族や慣れた人以外の人や家庭以外の場所など）で音声や言葉を発せず、学業等に支障のある状態。
- 不登校：情緒障害教育の対象としての不登校は、心理的、情緒的理由により登校できず家に引きこもっていたり、家を出ても登校できない状態。また、本人は登校しなければならないことを意識しており、登校しようとするができないという社会的不適応になっている状態。
- その他：偏食、夜尿、指しゃぶり、爪かみなどの状態によって、集団生活への適応が困難である場合。

(9) 学習障害

学習障害とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しく困難を示す様々な状態を言います。学習障害は、その原因として中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されますが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、

情緒障害などの障害や環境的な要因が直接的な原因となるものではありません。

《学習障害の特性》

- 見逃されやすい障害：障害そのものの社会的認知が十分でなく、また、一部の能力の習得と使用に困難を示すものであるため、単に学習が遅れているかあるいは本人の努力不足によるものとみなされることがあります。
- 指導の形態：通常の学級における学習に参加できるものの、個々の障害の状態に応じた配慮が必要な場合や、特別の場において特別な指導が必要になる場合があります。
- ほかの障害との重複がある場合が多いこと：注意欠如多動性障害を併せ有する場合や一部の広汎性発達障害と近接している場合があります、個々の児童・生徒に応じた対応が必要です。
- 他の事項への波及：ソーシャルスキルやコミュニケーション能力を発揮したり、対人関係を形成したりする際に様々な困難が生じる場合があります。

《障害により困難を示す領域》

- 聞く：他人の話を正しく聞きとって、理解すること。
- 話す：伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すこと。
- 読む：文章を的確に読み、理解すること。
- 書く：文字を正確に書くこと、筋道を立てて文章を作成すること。
- 計算する：暗算や筆算をすること、数の概念を理解すること。
- 推論する：事実をもとに結果を予測したり、結果から原因を推し量ったりすること。

特別支援教室、通級による対象

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

⇒ 特別支援教室（市内全小学校）、市立第三中学校（7組）

(10) 注意欠如多動症

注意欠如多動症（注意欠陥多動性障害ともいいます。）とは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態を言います。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされています。原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されます。

一定程度の不注意、衝動性又は多動性は、発達段階の途上においてはどの児童・生徒にも現れ得るものです。しかし、この障害は不注意、衝動性又は多動性の状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指します。

《注意欠如多動症の特徴》

- 見逃されやすい障害であること：障害そのものの社会的認知が十分でなく、また、この障害でない児童・生徒においても不注意や衝動性、多動性の状態を示すことがあることから、故意に活動や課題に取り組むことを怠けている、自分勝手な行動をしているとみなされてしまうことがあります。そのため、これらの振る舞いが障害に起因しており、その特性に応じた指導・支援の必要性が見逃されてしまうことがあります。
- ほかの障害との重複がある場合が多いこと：学習障害や高機能自閉症を併せ有するケースが多く、その程度や重複の度合いも様々なので、個々の児童・生徒に応じた対応が必要です。
- 他の事項への波及：ソーシャルスキルやコミュニケーション能力を発揮したり、対人関係を形成したりする際に様々な困難が生じる場合があります。

《注意欠如多動症の具体的な状態の把握》

- 不注意：気が散りやすい、注意を集中させ続けることが困難、大切なことも忘れやすい。
- 多動性：じっとしてられない、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難、過度に手足を動かしたり、おしゃべりをしてしまう。
- 衝動性：話を最後まで聞いて答えることや順番を守ることが困難、他人の行動を遮ってしまう。

特別支援教室、通級による指導

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

⇒ 特別支援教室（市内全小学校）、市立第三中学校（7組）

1.1 発達検査・知能検査

(1) 検査の目的

- 児童・生徒の実態把握の指標
- 発達水準や個人内差等の把握
- 検査結果の読取りから適切な指導や支援へ
- きめ細かな個別の指導計画等の作成

(2) 検査の種類

病院や療育センター、教育委員会の相談等で使われる検査を紹介します。

検査は紹介以外にも種類があり、また、子供の状態に応じていくつかの検査を組み合わせて実施することもあります。検査から測定される知能指数は、子供の年齢や実施時期、環境によって変わることもあるので、数値だけを見るのではなく、専門家等からの意見を聞くことが大切です。

《WISC-IV（ウィスク4）》

児童・生徒に実施する検査は、5歳から16歳11か月までを対象にしています。総合的なIQ（全検査IQ）を測定するとともに、言語理解（VC）、知覚統合（PC）、注意記憶（FD）、処理速度（PS）という4つの指標得点から児童・生徒の「特異な部分」と「不得意な部分」を把握し、その特徴を多面的に捉えます。

《WPPSI（ウィプシー）》

幼児向けの知能検査として、言語性、動作性、全検査の3種類のIQによって測定します。

《田中ビネー》

2歳から成人までを対象としています。知能指数（IQ）と精神年齢（MA）を算出し、多角的な総合検査法で、知的発達段階を年齢基準と結び付けて評価します。

《新版K式発達検査》

0歳から成人までを対象としています。主に乳幼児の発達状態を適切に把握するための検査です。問題に回答するのではなく、用具と教示を与え、対象児の行動を観察する形式で行われます。検査問題は①姿勢－運動領域、②認知－適応領域、③言語－社会領域に大別されています。

※各検査問題の漏洩防止等の理由から、一般の方が検査用具を取得・購入することはできません。

1 2 学校・学級等の種別と就学相談

(1) 都立特別支援学校

特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としています。

（学校教育法第72条）

特別支援学校には、幼稚部、小学部、中学部、高等部、高等部専攻科があり、単一の障害を有する幼児・児童・生徒で構成される一般学級と、複数の障害を有する重複障害学級があります。また、自宅からの登校が困難でなおかつ重度の障害であったり、病院に長期で入院している場合には、教員が生徒の自宅や病院へ出向いて指導を行う「訪問学級」を置いている学校もあります。

特別支援学校への入学を希望する場合は、武蔵村山市の就学相談、就学支援委員会を経て「特別支援学校が適切」と決定後、東京都の就学相談を受けていただくこととなります。医療的ケア、指導の内容、スクールバス等については、東京都の就学相談の中でお話しすることとなります。

① 概要

- 児童・生徒1人当たりに対する教職員数が普通学校に比べ多く、専門性が高い。
- 一人一人の障害特性に応じた特殊な教材、設備がある。
- 学区が広く、自力で通学できない児童・生徒が多いので、スクールバスが運行している。
- 校舎は障害児が利用しやすく設計・工夫されている。
- 医療的ケアの必要な児童・生徒も多く、看護師が常駐しているほか、学校によってOT、ST等の配置がある。
- 居住する学区の小・中学校との副籍交流をしている。

学校名	住 所	電話番号 及び FAX	学校ホームページ
都立羽村特別支援学校 (知的・小中高)	〒205-0011 羽村市五ノ神 319-1	電話 042-554-0829 FAX 042-555-3853	http://www.hamura-sh.metro.tokyo.jp/
都立青峰学園 (高等部就業技術科)	〒198-0014 青梅市大門 3-12	電話 0428-32-3811 FAX 0428-32-3841	http://www.seiho-sh.metro.tokyo.jp
都立南大沢学園 (高等部就業技術科)	〒192-0364 八王子市南大沢 5-28	電話 042-675-6075 FAX 042-675-8176	http://www.minamioosa-wa-sh.metro.tokyo.jp/

都立永福学園 (高等部就業技術科)	〒168-0064 杉並区永福 1-7-28	電話 03-3323-1380 FAX 03-3323-1381	http://www.eifuku-sh.metro.tokyo.jp/
都立立川ろう学校 (聴覚・幼小中高)	〒190-0003 立川市栄町 1-15-7	電話 042-523-1358 FAX 042-523-6421	http://www.tachikawa-sd.metro.tokyo.jp
都立八王子盲学校 (視覚・幼小中高)	〒193-0931 八王子市台町 3-19-22	電話 042-623-3278 FAX 042-623-6262	http://www.hachioji-sb.metro.tokyo.jp/
都立村山特別支援学校 (肢体・小中高)	〒208-0011 武蔵村山市学園 4-8	電話 042-564-2781 FAX 042-564-3844	http://www.murayama-sh.metro.tokyo.jp/

※都立特別支援学校では学校公開を実施しています。詳しくは各校のホームページをご覧ください。

※盲学校、ろう学校には通常学級からの通級制度もあります。

② 特別支援学校への就学相談

特別支援学校の小学部及び中学部への就学・転学を希望する場合は、保護者から武蔵村山市就学相談室（Tel.042-590-1470）へ電話により相談予約をしてください。市の就学相談後、最終的な決定と学校の指定は東京都教育委員会が行います。受付から決定までに見学・体験等、特別支援学級よりも時間がかかるので、お早めにお申し込みください。

また、次のような場合は、通常の就学相談と異なりますので、武蔵村山市教育委員会教育指導課までお問い合わせください。

- 重症心身障害児施設（指定施設）に入所している幼児
- 盲学校及びろう学校の幼稚部に在籍し、在籍校の小学部への就学を希望する幼児
- 盲学校及びろう学校へ通級を希望する児童・生徒

(2) 国立・私立特別支援学校

国立大学には、大学付属の特別支援学校を設置しているところがあります。

また、私立の特別支援学校もあります。これらの学校は市の就学相談を受ける必要はなく、入学決定後、入学許可証等を武蔵村山市教育委員会教育総務課学事係へ提出してください。

《国立大学付属特別支援学校》

学校名	住 所	電話番号
東京学芸大学附属 特別支援学校（知的・幼小中高）	東久留米市氷川台 1-6-1	電話 042-471-5274

筑波大学付属 大塚特別支援学校（知的・幼小中高）	文京区春日 1-5-5	電話 03-3813-5569
筑波大学付属 桐が丘特別支援学校（肢体・小中高）	板橋区小茂根 2-1-12	電話 03-3958-0181
筑波大学付属 視覚特別支援学校（視覚・幼小中、高（普・音）専）	文京区目白台 3-27-6	電話 03-3943-5421
筑波大学付属 聴覚特別支援学校（聴覚・幼小中高専）	千葉県市川市国府台 2-2-1	電話 047-371-4135
筑波大学付属 久里浜特別支援学校（知的、自閉・幼小）	神奈川県横須賀市野 比 5-1-2	電話 042-848-3441

※入学条件に通学区域や通学時間が規定されている学校もあります。

《私立特別支援学校》

学校名	住 所	電話番号
学校法人 愛育学園 愛育養護学校（知的・幼小）	港区南麻布 5-6-8	電話 03-3473-8319
学校法人 旭出学園 （知的・幼小中高専）	練馬区東大泉 7-12-16	電話 03-3922-4134
学校法人 日本聾話学校 （聴覚・幼小中）	町田市野津田町並木 1942	電話 042-735-2361
学校法人 手話の学校明晴学園 （聴覚・幼小中）	品川区八潮 5-2-1	電話 03-6380-6775

（３）特別支援学級等

① 知的障害固定学級

知的障害学級は、市内の小・中学校に併設されている特別支援学級で、知的な発達に遅れがあり、人との意思疎通に軽度の困難があつて、日常生活で一部の援助が必要な程度（食事、衣服の着脱、排泄などに支障がない。）の児童・生徒が対象です。

固定学級というのは、特別支援学級に在籍して継続的に指導・支援を受ける学級です。

② 概要

- 一人一人の能力・個性に応じた学習を小集団の中で行い、基本的な生活習慣を身に付け、具体的な体験を通じた学習をします。
- 児童・生徒の力を伸ばすために一人一人の能力に合った教材で学習します。
- 学校・学年行事への参加のほか、特別支援学級の合同行事、校外活動、通常学

級との交流学習などを通じて、生活するための力を付けていきます。

- 固定学級の学級編制は、児童・生徒の人数が8人で1学級となります。担任は学級数+1名です。(児童・生徒数が2人以下の場合は「少人数学級」と言い、担任は1名です。)

《小学校の知的障害（固定）学級の設置状況》 市内小学校2校

学校名	住 所	電話番号 及び FAX
市立第一小学校 (杉の子学級)	〒208-0004 武蔵村山市本町 1-1-11	電話 042-561-1751 FAX 042-563-9287
市立雷塚小学校 (ひまわり学級)	〒208-0011 武蔵村山市学園 4-6-1	電話 042-561-1775 FAX 042-563-9329

《中学校の知的障害（固定）学級の設置状況》 市内中学校2校

学校名	住 所	電話番号 及び FAX
市立第一中学校 (I組)	〒208-0004 武蔵村山市本町 2-76-1	電話 042-560-1761 FAX 042-560-4286
小中一貫校村山学園 中等部 (第二中学校)	〒208-0012 武蔵村山市緑が丘 1460	電話 042-561-1762 FAX 042-563-9319

③ 自閉症・情緒障害特別支援学級

自閉症・情緒障害学級は、市内の小学校に併設されている特別支援学級で、知的障害を伴わず、自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である児童、主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である児童が対象です。

固定学級というのは、特別支援学級に在籍して継続的に指導・支援を受ける学級です。

④ 概要

- 教育活動全体を通して情緒の安定を図り、コミュニケーション能力を育て、社会への適応力を高めます。
- 一人一人の能力・個性に応じた学習を小集団の中で行い、基本的な生活習慣を身に付け、具体的な体験を通じた学習をします。
- 児童・生徒の力を伸ばすために一人一人の能力に合った教材で学習します。
- 学校・学年行事への参加のほか、特別支援学級の合同行事、校外活動、通常学級との交流学習などを通じて、生活するための力を付けていきます。

- 固定学級の学級編制は、児童・生徒の人数が8人で1学級となります。担任は学級数+1名です。(児童・生徒数が2人以下の場合は「少人数学級」と言い、担任は1名です。)

《小学校の自閉症・情緒障害（固定）学級の設置状況》 市内小学校2校

学校名	住 所	電話番号 及び FAX
市立第一小学校 (杉の子学級)	〒208-0004 武蔵村山市本町 1-1-11	電話 042-561-1751 FAX 042-563-9287
市立雷塚小学校 (ひまわり学級)	〒208-0011 武蔵村山市学園 4-6-1	電話 042-561-1775 FAX 042-563-9329

⑤ 情緒障害等通級指導学級（中学）

通級指導学級は、通常学級に在籍しながら、通級指導学級設置校で指導を受けるもので、武蔵村山市では中学校の情緒障害・発達障害、小学校の難聴・言語障害がその対象となっています。

この学級は、知的な発達に遅れがないものの、コミュニケーションや一部の学習に関する認知能力に課題があるため、通常の学級での学習に参加しながら一部特別な指導を必要とする程度の生徒が対象です。

⑥ 概要

- 集団での適応に困難性がある生徒に対し、情緒の安定を図りながら、社会性を身に付け、コミュニケーション能力を深め、豊かな人間関係を育てるため、断続的な指導を行う。
- 特定の教科の遅れを取り戻したり、補習をするための場ではありません。
- 指導の時間は、週8時間以内で、生徒の適応状態によりその範囲内で指導時間を決めています。

《中学校の自閉症・情緒障害通級指導学級の設置状況》 市内中学校1校

学校名	住 所	電話番号 及び FAX
市立第三中学校 (7組)	〒208-0002 武蔵村山市神明 4-117-1	電話 042-564-3001 FAX 042-563-9356

⑦ 難聴・言語障害学級（通級指導学級）

武蔵村山市の難聴・言語障害学級は、「きこえとことばの教室」と言います。
通常学級に在籍して、個別の課題に対して指導を受けます。

⑧ 概要

- 難聴学級は、補聴器の使用によっても通常の話し声を理解することが困難で、通常の学習に概ね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童・生徒が対象。
- 言語障害は、吃音、構音などがある児童・生徒が対象。
- 音や言葉を聞き取る力や、言葉や文を理解して表現する力など、一人一人に合わせた指導。
- 発達障害の改善をはかるための学級ではありません。
- 難聴・言語障害学級の学級編制は、児童・生徒の人数が20人で1学級となります。担任数は、基本的に学級数+1名です。
- 早期教育の観点から幼稚園や保育園のお子さんの相談指導や、中学生に対する経過相談も行っています。

《難聴・言語障害通級指導学級の設置状況》 市内小学校1校

学校名	住 所	電話番号 及び FAX
市立第九小学校 (きこえとことばの教室)	〒208-0011 武蔵村山市学園 1-85-1	電話 042-564-1359 FAX 042-563-9352

⑨ 特別支援教室（小・中学校）

特別支援教室は、通常学級に在籍しながら、自校に設置する特別支援教室で拠点校の巡回指導教員の指導を受けるもので、武蔵村山市では小学校の情緒障害・発達障害（自閉症スペクトラム症、注意欠如多動症、学習障害）の児童がその対象となっています。

中学校での特別支援教室の設置については、平成31年度から平成32年度までに順次設置していきます。

⑩ 概要

- 集団での適応に困難性がある児童・生徒に対し、情緒の安定を図りながら、社会性を身に付け、コミュニケーション能力を深め、豊かな人間関係を育てるため、断続的な指導を行う。
- 特定の教科の遅れを取り戻したり、補習をするための場ではありません。
- 指導の時間は、週8時間以内で、児童・生徒の適応状態によりその範囲内で指導時間を決めています。

《拠点校と巡回校》

学校名	住 所	電話番号 及びFAX	備 考
㊦ 小中一貫校村山学園 第四小学校 (すくすく教室)	〒208-0012 武蔵村山市緑が丘 1460	電話 042-561-1762 FAX 042-563-9319	小・東地区 拠点校 平成 28 年度設置
小中一貫校大南学園 第七小学校 (あおぞら教室)	〒208-0013 武蔵村山市大南 2-78-1	電話 042-564-1286 FAX 042-563-9348	小・東地区 巡回校 平成 28 年度設置
市立雷塚小学校 (そよかぜ教室)	〒208-0011 武蔵村山市学園 4-6-1	電話 042-561-1775 FAX 042-563-9329	小・東地区 巡回校 平成 28 年度設置
㊦ 市立第八小学校 (伸び伸び教室)	〒208-0021 武蔵村山市三ツ藤 2-50-1	電話 042-560-7151 FAX 042-560-1386	小・西地区 拠点校 平成 29 年度設置
市立第二小学校 (ももの木教室)	〒208-0032 武蔵村山市三ツ木 2-12-1	電話 042-560-1752 FAX 042-560-0496	小・西地区 巡回校 平成 29 年度設置
市立第十小学校 (くすのき教室)	〒208-0034 武蔵村山市残堀 5-100-1	電話 042-560-1710 FAX 042-560-1849	小・西地区 巡回校 平成 29 年度設置
㊦ 市立第九小学校 (えのき教室)	〒208-0011 武蔵村山市学園 1-85-1	電話 042-564-1359 FAX 042-563-9352	小・中央地区 拠点校 平成 30 年度設置
市立第一小学校 (わかすぎ教室)	〒208-0004 武蔵村山市本町 1-1-11	電話 042-561-1751 FAX 042-563-9287	小・中央地区 巡回校 平成 30 年度設置
市立第三小学校 (わかば教室)	〒208-0001 武蔵村山市中藤 1-36-1	電話 042-561-1753 FAX 042-563-9327	小・中央地区 巡回校 平成 30 年度設置
㊦ 市立第三中学校	〒208-0002 武蔵村山市神明 4-117-1	電話 042-564-3001 FAX 042-563-9356	中・東地区 拠点校 平成 31 年度設置
村山学園第二中学校	〒208-0012 武蔵村山市緑が丘 1460	電話 042-561-1762 FAX 042-563-9319	中・東地区 巡回校 平成 31 年度設置

大南学園第四中学校	〒208-0013 武蔵村山市大南 2-79-1	電話 042-564-4341 FAX 042-563-9149	中・東地区 巡回校 平成 31 年度設置
㊦ 市立第五中学校	〒208-0034 武蔵村山市残堀 5-55	電話 042-560-3155 FAX 042-560-4287	中・西地区 拠点校 平成 32 年度設置
市立第一中学校	〒208-0004 武蔵村山市本町 2-76-1	電話 042-560-1761 FAX 042-560-4286	中・西地区 巡回校 平成 32 年度設置

1 3 相談機関との連携

(1) 武蔵村山市就学相談

障害のある子供に適切な支援を提供するため、特別支援学校や特別支援学級への就学・転学の相談を行う窓口です。電話により事前に相談日を予約してください。学校・教員から直接申し込むことはできません。

相談受付時間：土・日・祝日を除く午前9時から午後5時

名 称	住 所	電 話
就学相談	学園 4-5-1 教育センター内	0120-910-548(フリーダイヤル) 042-590-1470(直通)

(2) 武蔵村山市教育相談

子供の性格や行動、不登校、いじめ、暴力・非行などの保護者からの相談に対し、臨床心理士、認定心理士等が相談に応じています。電話相談と来室相談（要電話予約）があります。学校・教員から直接申し込むことはできません。

相談受付時間：土・日・祝日を除く午前9時から午後5時

名 称	住 所	電 話
教育相談	学園 4-5-1 教育センター内	0120-910-548(フリーダイヤル) 042-590-1470(直通)

(3) スクールソーシャルワーカー

家庭的な支援を必要とする児童・生徒、その保護者への福祉的支援として、教育相談室にスクールソーシャルワーカーを配置しています。保護者から直接申し込むことはできません。

(4) 武蔵村山市特別支援教育巡回相談

巡回相談は、相談員が学校を訪問し、行動観察等により児童・生徒一人一人の

ニーズを把握し、必要とする支援の内容と方法について、学校や学級担任、保護者等への適切な助言を行ないます。学校から教育相談室へ申し込みます。保護者から直接申し込むことはできません。

(5) 武蔵村山市保健相談センター

保健センターは、健康相談・健康教育・各種健診などを通じて、病気の予防や健康増進などを目指す、地域の健康づくりのための拠点です。子供の心や身体のこと、子育てについての専門的な知識をもっている保健師、看護師、栄養士などが中心となって、乳幼児健診、小児予防接種、健康相談など、地域に密着した子育てのサポートを行っています。

名 称	住 所	電 話
保健相談センター	本町 1-23	042-565-9315
お伊勢の森分室	中央 2-118	042-564-5421

(6) 武蔵村山市子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターは、0歳から18歳未満の子供と家庭に関する悩みや不安など、なんでも話せる身近な相談窓口です。子供自身からの相談も受け付けています。

また、子供の問題（家出、万引き、傷害、暴力、いじめ）など、立川少年センターの臨床心理士が出張相談を受付けています。

相談業務以外にも、市民総合センター内2つの部屋と2か所で、3歳未満の子供と保護者が遊べる遊び場もあります。

また、子ども家庭支援センターの大きな目的の一つに「児童虐待防止」があり、小・中学校や市教育委員会と連携して様々なケースに対応しています。

相談受付時間：日・祝日、年末年始を除く午前9時から午後7時

名 称	住 所	電 話
子ども家庭支援センター	学園 4-5-1 市民総合センター 2階	042-590-1152

(7) 東京都多摩立川保健所

身体に障害がある児童や障害のおそれのある児童、また疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の保護者に対して、希望により個別相談を行います。また、必要に応じて訪問相談を行うとともに、講演会の開催、医療機関や療育関係機関と連携を図り、療養生活の支援を行います。

また、在宅で重度の知的障害と肢体不自由を重複した重症心身障害児（者）に対して、健康の保持と安定した家庭療育を確保するため、訪問相談・訪問看護等

を実施する「在宅重症心身障害児（者）訪問看護事業」の相談窓口になっています。

（８）東京都小平児童相談所

児童相談所は児童に関する様々な相談に対応しています。

042-467-3711(相談用)

※児童福祉法における「児童」とは0～18歳までです。

相談受付時間：土・日・祝日を除く午前9時から午後5時

※虐待等、緊急性のある相談には、夜間、土・日・祝日（年末年始を含む）も

03-5937-2330（夜間・緊急用）で電話対応しています。

相談区分		内容
養護相談		虐待相談、養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、養育家庭に関する相談
保健相談		健康管理に関する相談（乳児、早産児、虚弱児、疾患、事故、怪我等）
障害相談	視聴覚障害相談	盲、ろう等視聴覚障害を有する児童に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞を有する児童等に関する相談
	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	重症心身障害相談	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	ことばの遅れ相談	ことばの遅れを主訴とする相談で、知的の遅れによると思われる相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害、学習障害等の児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
育成相談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登園・校できない、していない児童に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有す

		る児童に関する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
	ことばの遅れ相談	ことばの遅れを主訴とする相談で、家庭環境等の不備等によろと思われる相談
	その他の相談	措置変更、在所期間延長に関する相談等

(9) 東京都発達障害者支援センター（トスカ TOSCA）

利用対象は、東京都在住で、発達障害者支援法において定義されている発達障害者とその家族、医療や教育、福祉、行政機関など、発達障害のある人に関する全ての人が対象となります。

- 本人及び家族に対する福祉の相談支援（来所又は電話による相談）
- 情報提供及び他機関との連携
- コンサルテーション
- 普及啓発・研修等

名 称	住 所	電 話
東京都発達障害者支援センター	世田谷区船橋 1-30-9	03-3426-2318

(10) 東京都教育相談センター

幼児から高校生相当年齢までの子供の性格や行動、しつけ、発達、いじめ、不登校、体罰、高校への進級・進路などに関する相談を子供たちや保護者、学校の先生から受け付けています。

名 称	住 所	電 話
東京都教育相談センター	新宿区北新宿 4-6-1 (東京都子供家庭総合センター 4階)	一般 03-3360-8008 教員 03-3360-4160

(11) 東京都心身障害者福祉センター

東京都心身障害者福祉センターは、法に基づく身体障害者更正相談所及び知的障害者更生相談所として、区市町村等への専門的な知識及び技術を必要とする相談、指導業務や医学的、心理学的、職業的判定（補装具の処方・適合判定）等を行っています。

また、高次脳機能障害支援普及事業の支援拠点として高次脳機能障害のある方への相談・支援等を行っています。

その他、身体障害者手帳、愛の手帳の発行や、東京都重度心身障害者手当の支給等を行っています。

名 称	住 所	電 話
東京都心身障害者福祉センター	新宿区神楽坂岸 1-1 東京都飯田橋庁舎 12～15 階	03-3235-2946
多摩支所（H31・7 まで仮庁舎）	立川市曙町 3-7-10	042-521-1100

(12) 東京都立多摩総合精神保健福祉センター

精神保健福祉センターは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の規定に基づく施設であり、東京都の条例により都内には3か所の（総合）精神保健福祉センターが設置されています。多摩地域を担当する総合精神保健福祉センターとして、東京都民の精神保健の向上並びに精神障害者の医療の充実、社会復帰の促進及び福祉の増進を図るため、様々な事業を行っています。

名 称	住 所	電 話
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	多摩市中沢 2-1-3	042-376-1111 心の電話相談 042-371-5560

1.4 中学を卒業したら

(1) エンカレッジスクール（都立高校）

これまで力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として、既設校の中から指定される都立高校。

- 学力考査によらない入学者選抜
- 2人の担任できめ細かい指導
- 試験よりも努力を評価
- 少人数制の分かる授業
- 豊富な体験学習や選択授業
- 1年次には、集中できる30分授業により、基礎・基本を重視

学校名	住 所	最寄り駅
都立蒲田高校（普通科）	大田区蒲田本町 1-1-30	JR 京浜東北線蒲田駅・京急蒲田駅
都立足立東高校（普通科）	足立区大谷田 2-3-5	JR 常磐線亀有駅・地下鉄千代田線北綾瀬駅
都立秋留台高校（普通科）	あきる野市平沢 153-4	JR 五日市線東秋留駅
都立練馬工業高校 （キャリア技術科）	練馬区早宮 2-9-18	東京メトロ有楽町線平和台駅・西武池袋線豊島園駅・都営大江戸線練馬春日町駅
都立東村山高校（普通科）	東村山市恩多町 4-26-1	西武新宿線東村山駅・西武池袋線秋

		津駅・武蔵野線新秋津駅
--	--	-------------

(2) チャレンジスクール（総合学科）

チャレンジスクールは、小・中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、これまで能力や適性を十分に生かしきれなかった生徒が自分の目標を見つけ、それに向かってチャレンジする学校です。

午前部、午後部、夜間部の3部に分かれており、働きながら勉強する生徒や朝の起床が苦手な子供も通いやすい定時制の学校です。

入学試験では、小論文（作文）、面接に加え、志願申告書が入学試験に加わります。カリキュラムにボランティアによる単位があることや、総合学科ならではの選択科目内に専門科目が多くあることが特徴です。

- 学力考査や中学校からの調査書によらず、生徒の学習意欲を重視して、入学選抜を行います。
- カウンセリングや教育相談の充実など、心のケアに配慮したきめ細やかな指導を行います。
- 自分の生活スタイルや学習ペースに合わせて各時間の部を選んで入学する、昼夜間3部制の定時制の単位制・総合学科の都立高校です。
- 基礎・基本を重視した学習を行なうとともに、総合学科の特性を生かし、職業系を含め、様々な専門科目を設置しています。
- ボランティア活動などの体験的な活動を通じて、豊かな人間性を育成します。

学校名	住 所	最寄り駅
都立六本木高校（総合学科）	港区六本木 6-16-36	日比谷線六本木駅・大江戸線麻布十番駅・南北線麻布十番駅
都立大江戸高校（総合学科）	江東区千石 3-2-11	都営新宿線住吉駅・東京メトロ半蔵門線住吉駅・東西線東陽町駅
都立世田谷泉高校（総合学科）	世田谷区北鳥山 9-22-1	京王線千歳鳥山駅
都立稔ヶ丘高校（総合学科）	中野区上鷲宮 5-11-1	西武新宿線下井草駅・西武池袋線富士見台駅
都立桐ヶ丘高校（総合学科）	北区赤羽北 3-5-22	JR 埼京線北赤羽駅・都営地下鉄三田線志村坂上駅

(3) 都立八王子拓真高校

拓真高校の「チャレンジ枠」は「チャレンジスクール」の流れを汲んでいます。

「チャレンジスクール」と「チャレンジ枠」では、不登校経験者等の支援を目的としていることや、3部制（昼夜間定時制）、単位制、基礎・基本学習を重視していることなど多くの共通点がありますが、以下のような違いがあります。

- 「チャレンジスクール」は「総合学科」、拓真高校は「普通科」です。
- 「チャレンジ枠」であり、生徒全員が不登校経管者というわけではありません。従って、不登校を経験していない生徒とも交流することになります。

学校名	住 所	最寄り駅
都立八王子拓真高校 (普通科・チャレンジ枠)	八王子市台町 3-25-1	JR 中央線西八王子駅・京王高尾線山田駅

(4) トライネットスクール

自宅などでインターネットを使って勉強する学習支援型通信制高校です。

※この高校には、定時制（3部制・単位制・普通科）のコースもあります。

学校名	住 所	最寄り駅
都立砂川高校（通信制）	立川市泉町 935-4	多摩都市モノレール泉体育館駅

(5) 都立特別支援学校高等部（普通科・職業学科・その他）

- 都立特別支援学校には高等部が設置されています。
- 中学校卒業後の進路として希望する場合、障害種別の手帳の所持等の条件があります。
- 特別支援学校中学部以外からの進学希望の場合は、在籍している学校の進路指導の際に各校でご相談ください。出願前に応募資格審査があります。
- 卒業後の一般企業への就労を目指す生徒のために、知的障害特別支援学校高等部には、職業教育を主とする学科が設置されています。各校ともに都内全域が学区です。出願前に応募資格審査があります。
- 障害の種別によって、理療科や専攻科があります。

学校名	設置科	住 所
都立八王子盲学校	理療科、専攻科	八王子市台町 3-19-22
都立立川ろう学校	専攻科	立川市栄町 1-15-7

学校名	住 所	住 所
都立南大沢学園（就業技術科）	八王子市南大沢 5-28	京王相模原線南大沢駅
都立青峰学園（就業技術科）	青梅市大門 3-12	JR 青梅線河辺駅下車 西東京バス
都立永福学園（就業技術科）	杉並区永福 1-7-28	京王線井の頭線明大前駅

(6) 都立特別支援学校高等部卒業者の進路状況

卒業年度	障害種別	卒業生計 (人)	進学者	専修学校 等入学者	社会福祉施設 入所者	就業者	在家庭者	その他
平成 23 年度	視覚障害	21	38.1%	4.8%	42.9%	9.5%	4.8%	—
	聴覚障害	44	75.0%	2.3%	9.1%	11.4%	2.3%	—
	肢体不自由	160	3.1%	2.5%	85.6%	2.5%	5.6%	0.6%
	知的障害	1,254	—	1.0%	54.5%	41.8%	2.2%	0.5%
	合 計	1,479	3.1%	1.2%	56.4%	36.2%	2.6%	0.5%
平成 24 年度	視覚障害	28	42.9%	3.6%	42.9%	7.1%	3.6%	—
	聴覚障害	53	64.2%	5.7%	7.5%	18.9%	3.8%	—
	肢体不自由	187	2.1%	2.1%	88.2%	3.7%	3.7%	—
	知的障害	1,402	—	1.2%	53.6%	43.1%	2.1%	0.1%
	合 計	1,670	3.0%	1.5%	55.8%	37.3%	2.3%	0.1%
平成 25 年度	視覚障害	24	33.3%	—	58.3%	8.3%	—	—
	聴覚障害	49	61.2%	—	14.3%	14.3%	10.2%	—
	肢体不自由	181	2.2%	2.2%	85.6%	2.8%	6.6%	0.6%
	知的障害	1,452	—	1.2%	52.5%	43.3%	3.0%	0.1%
	合 計	1,706	2.5%	1.2%	55.0%	37.6%	3.6%	0.1%
平成 26 年度	視覚障害	24	29.2%	8.3%	45.8%	12.5%	4.2%	—
	聴覚障害	48	64.6%	8.3%	12.5%	14.6%	—	—
	肢体不自由	195	4.1%	2.1%	87.2%	3.1%	3.6%	—
	知的障害	1,479	0.2%	0.9%	51.7%	44.4%	2.7%	0.1%
	合 計	1,746	2.8%	1.3%	54.5%	38.5%	2.7%	0.1%
平成 27 年度	視覚障害	24	29.2%	—	62.5%	8.3%	—	—
	聴覚障害	61	62.3%	1.6%	6.6%	26.2%	3.3%	—
	肢体不自由	177	5.6%	2.8%	85.9%	2.3%	2.8%	0.6%
	知的障害	1,512	0.1%	0.4%	50.0%	46.4%	2.6%	0.6%
	合 計	1,774	3.2%	0.7%	52.3%	40.8%	2.6%	0.5%

公立学校統計調査報告書（公立学校卒業者の進路状況調査編）より

都立知的障害特別支援学校高等部就業技術科卒業後の企業就労率

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
95.5%	94.2%	95.3%	96.0%	94.9%